

産業廃棄物収集運搬業許可証

住 所 兵庫県尼崎市東海岸町 1 番地 108

名 称 翔成産業株式会社

代 表 者 代表取締役 清村 和司

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第 14 条第 1 項の許可を受けた者であることを証する。

尼崎市長 松 本

眞

複
写
厳
禁

許 可 の 年 月 日 令和 7 年 12 月 9 日

許 可 の 有 効 期 限 令和 12 年 12 月 8 日

1. 事業の範囲

(1) 収集運搬業（積替え・保管を含まない。）

取扱産業廃棄物の種類（以下、水銀使用製品産業廃棄物を含む。）

- ① 燃え殻
 - ② 汚泥
 - ③ 廃油
 - ④ 廃酸
 - ⑤ 廃アルカリ
 - ⑥ 廃プラスチック類
 - ⑦ 紙くず
 - ⑧ 木くず
 - ⑨ 繊維くず
 - ⑩ 動物又は植物に係る固形状の不要物
 - ⑪ ゴムくず
 - ⑫ 金属くず
 - ⑬ ガラスくず・コンクリートくず（工作物の除去等を除く。）及び陶磁器くず
 - ⑭ 工作物の除去に伴って生じたコンクリートの破片その他これに類する不要物
- 以上 14 種類（①②④⑤は、水銀含有ばいじん等を含む。）（②⑥⑬⑭は、石綿含有産業廃棄物を含む。）

(2) 収集運搬業（積替え・保管を含む。）

取扱産業廃棄物の種類

- ① 廃プラスチック類
 - ② ガラスくず・コンクリートくず（工作物の除去等を除く。）及び陶磁器くず
 - ③ 工作物の除去に伴って生じたコンクリートの破片その他これに類する不要物
- 以上 3 種類（①②③は、石綿含有産業廃棄物に限る。）

2. 積替え又は保管を行うすべての場所の所在地及び面積並びに当該場所ごとの積替え又は保管を行う産業廃棄物の種類、積替えのための保管上限及び積み上げることができる高さ

所 在 地	兵庫県尼崎市東海岸町 1 番地 108、111		
面 積	19.5 m ²		
種 類	保管上限	積み上げることができる高さ	
廃プラスチック類 ガラスくず及び陶磁器くず がれき類	5.5 m ³	屋内保管	

（上記は、石綿含有産業廃棄物に限る。）

（裏面に続く。）

3. 許可の条件

- (1) 当該産業廃棄物の運搬先については事業者の指示に従い、運搬先の受入条件を遵守すること。
- (2) 保管施設の維持管理を適切に行い、当該産業廃棄物の飛散、流出及び地下浸透等の発生防止に留意すること。
- (3) 当該保管施設を変更する場合は、事前に市長の承認を得ること。

4. 許可の更新又は変更の状況

平成 27 年 12 月 9 日	新規許可	令和 元 年 9 月 13 日	変更許可(品目追加)
令和 2 年 12 月 9 日	更新許可	令和 7 年 12 月 9 日	更新許可

5. 規則第 9 条の 2 第 8 項の規定による許可証の提出の有無 無

以 上